

# サ ッ カ ー 競 技

## 1. 期 日

(男子) 平成 27 年 5 月 24 日 (日)、5 月 29 日 (金)、5 月 30 日 (土)、5 月 31 日 (日)、  
6 月 1 日 (月)、2 日 (火)

(女子) 平成 27 年 5 月 30 日 (土)、6 月 2 日 (火)

## 2. 会 場

(男子) 佐賀県総合運動場陸上競技場、球技場北、第 2 補助 G、佐賀市健康運動センター (天然芝)、  
佐賀商、致遠館、佐賀東、清和高、神埼高、武雄高

(女子) 佐賀県総合運動場陸上競技場、神埼高

## 3. 参加資格

(1) 本年度 (公財) 日本サッカー協会発行の選手証 (写真貼付) を所持していること。

(2) その他については開催基準要項による。

## 4. 参加制限

(1) チーム監督 1 名、引率教員 1 名、選手 20 名

(2) 同一校の全定通混成チームを認めない。

## 5. 競技規則

(1) 本年度 (公財) 日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」による。

(2) 退場を命じられた選手は、次の 1 試合に出場できず、それ以降の処置については大会規律フェア  
プレー委員会で決定する。

(3) 警告の累積を行う。本大会で 2 回の警告を受けた選手は、次の 1 試合の出場を停止する。

(4) 選手の交代は前後半を通じて 5 名以内とする。ただし、予め通告した交代要員 9 名の中から行うこ  
と。

(5) ユニフォームについて

① シャツの前面・背面に、参加申込書に登録された選手固有の番号を付けること。(番号は 1 番から  
20 番までとする。) ショーツの番号については付けることが望ましい。

② チームのユニフォーム (GK のユニフォームを含む) のうちシャツの色彩は、審判員が通常着用す  
る黒色と明確に判別し得るものでなければならない。

③ フィールドプレーヤーのユニフォーム前面と背面の色彩は同じであるものとする。

④ 選手番号は、服地と明確に区別し得る色彩 (服地が縞柄の場合は台地を付ける) であり、かつ判別  
が容易なサイズのものでなければならない。

⑤ チームは、試合会場に正・副 2 組のユニフォームを持参しなければならない。

⑥ 対戦するチームのユニフォーム (GK のユニフォームを含む) の色彩が類似しており、主審が判別  
しがたいと判断したときは、両チームの立会いのもとに、その試合において着用するユニフォーム  
を決定する。

⑦ 前項の場合、主審は、両チームの 2 組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ、およびスト  
ッキングのそれぞれについて、判別しやすい組合せを決定することができる。

⑧ 参加申込み以降のユニフォームの変更は認めない。なお、背番号の変更も認めない。

## 6. 競技方法

(1) トーナメント方式により行う。

(2) 試合時間は 70 分とし、勝敗の決しないときは 20 分の延長を行い、なお決しないときは PK 方式に  
よって次回戦へ進むチームを決定する

## 7. 組合せ

- (1) 専門委員会で抽選によって決定する。
- (2) 男子は、平成26年度佐賀県高等学校サッカー新人大会の上位8チームにシード権を与え、抽選する。  
女子は、平成26年度佐賀県高等学校女子サッカー新人大会の上位チームにシード権を与え、抽選する。

## 8. 選手の追加変更

選手の追加・変更は5名までとし、自チーム初戦の試合開始70分前までに校長の証明を添え、各専門委員へ提出する。背番号のみの変更は認めない。

## 9. その他

- (1) 本大会の男子1位チームは、8月2日～8月9日兵庫県で開催される全国高等学校総合体育大会の出場権を得る。
- (2) 本大会の男子上位2チーム、および女子1位チームは、6月19日～22日熊本県で開催される全九州高等学校体育大会の出場権を得る。
- (3) 試合球は本部で準備する。【モルテン F5P4000 (クレー)、F5P5000 (芝)】
- (4) 各チームは、帯同審判員(有資格者)を1名以上出すこと。(ユース審判員を除く)
- (5) 選手席(ベンチ)は本部よりグラウンドに向かって組合せ番号の若いチームが左側を使用すること。
- (6) 選手席(ベンチ)の人数は、エントリーされた選手20名以内、役員(監督・コーチを含む)6名以内とする。
- (7) メンバー表は試合開始70分前までに提出すること。
- (8) 選手証による本人確認は試合開始直前に行う。
- (9) 参加選手は高校生としての品位を遵守し、すべてにおいてフェアプレー精神に徹すること。
- (10) この大会要項及び開催基準要項記載事項に違反した場合は、大会規律フェアプレー委員会の裁定に従うものとする。